

## 委託契約書（案）

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長 田中壮一郎 代理人 理事 久保田達也（以下「委託者」という。）と、〇〇〇〇実行委員会 委員長 〇〇〇〇（以下「受託者」という。）との間において、平成29年度地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業（以下「委託事業」という。）の委託について次のとおり委託契約を締結する。

### （委託事業の実施等）

- 第1条 委託者は、受託者に対し、本事業の委託要項、委託要領及び別添事業計画書（以下「事業計画書等」という。）のとおりに委託事業の実施を委託する。
- 2 委託期間は、契約の日から平成30年3月20日までとする。

### （委託事業の実施）

- 第2条 受託者は、前条に基づき委託事業を実施するものとする。
- 2 委託者及び受託者の協議に基づき、当該計画が変更されたときも同様とする。

### （委託費の額）

- 第3条 委託者が、委託事業に要する費用として受託者に対して支払う金額（以下「委託費」という。）は、〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- 2 委託者は、前項に定める委託費の額を上限として、委託事業の実施に要した費用を受託者に支払うものとする。

### （帳簿記載等）

- 第4条 受託者は、委託事業の経費に関する出納を明らかにするために、その経理についての帳簿を備え、支出額を費目別に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、委託事業が完了した日から5年間保管しておくものとする。

(危機管理の責任)

第5条 受託者は、止むを得ない場合を除き委託事業の実施時において当該作業に従事する者並びに事業に参加する者の危機管理に対し責任を負うものとする。

2 受託者は、本委託事業に係る作業を行っている最中において当該作業に従事する者、若しくは事業に参加する者が事件・事故に巻き込まれ又は疾病・怪我等に罹患した場合は適切に措置しなければならない。

3 受託者は、委託事業の実施にあたり、故意又は過失によって第三者が事件・事故に巻き込まれ又は疾病・怪我等に罹患した場合は前項に準じて適切に措置するとともに、その損害に係る賠償の責を負うものとする。

(再委託)

第6条 受託者は、委託事業の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

ただし、その一部について再委託をする必要があるときは、あらかじめ委託者にその承認を得るものとする。

2 受託者は、委託事業の一部を第三者に再委託した場合は、それに伴う当該第三者の行為は、受託者の行為とみなすものとする。

(計画の変更等)

第7条 受託者は、別添の事業計画書に記載された委託事業の内容を変更しようとするときは、委託者にその承認を得るものとする。

ただし、経費区分間の流用についてはこの限りではない。

(遂行状況報告等)

第8条 受託者は、委託者の要求があるときは、委託事業の遂行状況について、遂行状況報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

(委託事業完了報告)

第9条 受託者は、委託事業が完了したときは、委託事業完了報告書を作成し、完了した日から30日を経過した日又は平成30年3月27日のいずれか早い日まで委託者に提出しなければならない。

(調査)

第10条 前条の規定に基づき受託者から委託事業完了報告書の提出を受けたときは、委託者は、必要に応じ職員を派遣し、委託事業が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査できるものとする。

- 2 委託者は、前項に規定する場合のほか委託事業の実施状況及び委託費の使用状況について調査するため必要があると認めるときは、受託者に対し報告をさせ、当該委託事業に係る業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を調査させることができるものとする。
- 3 受託者は、前2項の調査に協力するものとする。

#### (委託費の精算)

- 第11条 委託者は、第9条に規定する委託事業完了報告書の内容が適正であると認めるときは、委託費を精算し、受託者に対し通知するものとする。
- 2 前項の額は、委託事業に要した実支出額と第3条第1項に定める委託費の額のいずれか低い額とする。

#### (委託費の支払)

- 第12条 委託者は、受託者の請求に基づいて、受託者に委託費を支払うものとする。
- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の規定に関わらず、第3条第1項に定める委託費の額の全部又は一部を概算払いすることができる。
  - 3 委託者は、前二項の請求があった日から60日以内に委託費の支払いを行うものとする。

#### (過払金の返還)

- 第13条 受託者は、前条第2項によって既に支払を受けた委託費が第11条第1項の額を超えるときは、委託者の指示に従い、その越える額を委託者に返還するものとする。

#### (委託事業の遂行不可能な場合の措置)

- 第14条 委託者、受託者いずれの責にも帰することのできない事由により委託事業を実施することが不可能又は困難となったときは、委託者、受託者協議してこの契約を解除し、又は変更するものとする。
- 2 第12条第1項、同条第3項及び第13条の規定は、前項の規定に基づき、この契約を解除した場合について準用する。

#### (不正行為等に対する措置)

- 第15条 委託者は、受託者が、次の各号の一に該当すると思われる場合は、受託者に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、委託者が必要があると認めるときは、受託者に対して実地調査を行うものとする。

る。

- (1) 受託者が、この契約書に記載された条件又は委託要項に違反したとき
  - (2) 受託者が、この契約の締結に当たり不正な申立をしたとき
  - (3) 受託者が、委託事業の実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき
  - (4) 受託者が、委託事業を遂行することが困難であると委託者が認めたとき
- 2 委託者は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(違約金)

第16条 委託者は、前条の規定により契約を解除するときは、受託者に対し、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を請求することができる。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第17条 受託者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。(以下「独占禁止法」という。))第3条又は第19条の規定に違反し、又は受託者が構成員である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者又は受託者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受託者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違約行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など委託者に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、その証明を委託者が認めたときは、この限りでない。
  - 二 公正取引委員会が、受託者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。
  - 三 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 受託者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除)

第18条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(5) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(6) 発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

- 2 前項により契約を解除する場合には、(6)が生じたときは、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヶ月前までに通知し、解約できるものとするが、(1)から(5)については、書面をもって通告することによって解除するものとする。

(損害賠償)

第19条 委託者は第18条の規定により本契約を解除した場合は、これにより受託者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受託者は、委託者が第18条の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者が指定する期間内に支払わなければならない。

(代表者変更等の届出)

第20条 受託者は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により委託者に遅滞なく通知するものとする。

(秘密の保持等)

第21条 受託者は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(紛争の解決)

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項について生じた疑義については、委託者、受託者協議して解決するものとする。

(管轄する裁判所)

第23条 本契約に関する訴えの管轄は、独立行政法人国立青少年教育振興機構所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

上記の契約の証として証書2通を作成し、双方記名押印のうえ委託者、受託者各1通を保有するものとする。

平成29年 月 日

委託者	住 所	東京都渋谷区代々木神園町3番1号
	氏 名	独立行政法人国立青少年教育振興機構
		理事長 田中 壮一郎
	代理人	理 事 久保田 達也

受託者	住 所	
	氏 名	